

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>半島振興対策実施地域として指定された地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業の事業の用に供する設備（取得価額の合計額 2,000 万円超）の新設又は増設した場合の特別償却制度（機械・装置：10/100、建物・付属施設：6/100）の適用期間を 2 年延長する。</p> <p>（関連条文） 半島振興法第 16 条 租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号のイ、第 45 条第 1 項の表の第 1 号のイ、第 68 条の 27、同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1489 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1222 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 875 1489 969">一百万円 （▲600 百万円の内数）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲600 百万円の内数）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲600 百万円の内数）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えているため、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、半島循環道路、下水道等の交通・生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業を振興することにより、雇用の場の確保等を行い、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>半島地域においては、地理的条件不利性により、若年層を中心とした人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するためには、雇用の場の確保、地域住民の所得水準の向上等を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済を活性化させる必要がある。</p> <p>このためには、半島地域において重要な位置を占める製造業について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにするとともに、半島地域に恵まれている地域資源（海洋資源、森林等の自然資源、歴史・文化等の観光資源）を有効に活用し、地域の強みを活かした産業を創出する取組を支援する必要がある。これを踏まえれば、本特例措置の適用期間の延長が必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）において、国は、税制上の措置を講ずるものとしてされている。 また、国土交通省政策評価体系においては、本措置に係る政策目的は、以下に位置づけているところである。 政策目標： 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	① 半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、全国の変化率（対前年比）を継続的（2年連続）に上回ること。 ② 半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）について、全国の変化率を継続的（2年連続）に上回ること。  ※ 観光入込客数とは、観光地及び行祭事・イベントのため地域外から訪れた人の数を指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年延長
		同上の期間中の達成目標	① 半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、全国の変化率（対前年比）を2年連続で上回ること。 ② 半島地域における観光入込客数の変動（対前年比）について、2年連続で全国水準以上の伸びを示すこと。
	政策目標の達成状況	① 平成 21 年における製造業の製品出荷額等の変化率（対平成 20 年）は、全国値-20.9%に対し、半島地域では、-22.0%となっている。（近年、半島地域の減少幅が、全国の減少幅を上回る状況が生じている。） ② 平成 22 年における観光入込客数（対平成 21 年）は、全国値 97.1%に対し、半島地域では 90.8%となっている。（平成 22 年より統計の調査手法が変更となったため、平成 21 年との比較ができないため参考値である。）	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	過去の適用実績に基づいて平均値を推計すると、平成 25 年度以降は年平均 64 件程度と推測。
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		全国的に製造業の立地件数が減少傾向にある中、過去 5 年間の平均で、新規立地企業の約 50%が特別償却制度を活用していることから、本特例措置は企業立地のインセンティブを高められていると考えられる。さらに、新規立地に際して過去 5 年間で、1 件当たり平均 30 名程度の雇用が創出されていることから、雇用創出効果も有している。このように本特例措置には、企業誘致や雇用創出の観点から有効であると考えられる。  また、半島地域における農林水産物等の地域資源を活用した事業については、半島地域の利点を生かした業種であり、立地のニーズもある。本特例措置の対象業種とすることで、積極的な立地と雇用の創出が期待される。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税） 半島振興法第 17 条、半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令	

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>① 半島地域活性化基盤形成事業 37 百万円          ② 半島地域の価値創出支援事業 10 百万円          (平成 24 年度当初、国費)</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>半島地域における上記の予算上の措置は、          ① 域内の多様な主体による自助・共助の基盤の強化を図るための知見、          ② 農林水産物等の豊かな地域資源を活用した産業創出を図るための知見等、          半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行うためのものである。          これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。          なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれることが期待され、半島振興法の法目的である同地域の自立的発展に寄与するものと考えられる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、半島振興対策地域全体の製造業、農林水産物等販売業を対象としているものであり、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。          また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限で的確な措置と考えられる。          さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。          本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和 61 年に創設され、これまで累次の延長が行われてきた。この間、適用件数は安定的に推移している。半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、本特例措置を継続し、引き続き地域経済の底支えを行う必要がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に          関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成 21 年：55 件 減収額 1,156 百万円          平成 22 年：86 件 減収額 493 百万円          平成 23 年：47 件 減収額 343 百万円          (いずれも法人税分を含む。)</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>半島地域においては、全国と比較して人口減少・高齢化が加速的に進行しており、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となっている。このような厳しい状況にあっても、適用企業の中には、特別償却を適用した企業が地元の農林水産物を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながったといった例も見られる。また、製造業については、新規立地に際して過去 5 年間で、1 件当たり平均 30 名程度の雇用が創出されている。これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自発的な発展に寄与する等の有効性を有していると考えられる。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>・半島地域の交流人口及び宿泊者数を増加させること。          交流人口：平成 17 年度対比 102% (平成 22 年)</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>政策目的として半島地域の交流人口を平成 22 年に平成 17 年対比 102%とする目標を設定したところ、直近値(平成 21 年)は 98.1%と目標を下回っている。(平成 22 年より統計の調査手法が変更となったため、平成 21 年以前と時系列で比較ができないことから、直近値を平成 21 年の数値としている。)</p> <p>観光入込客数が減少した原因としては、気象災害に伴う観光客の減少等が考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(製造業) 昭和 61 年度：創設  昭和 63 年、平成 2、4 年度：適用期間の 2 年延長  平成 6 年度：適用期間の 1 年延長  平成 7、9、11、13、15、17、19、21、23 年度  ：適用期間の 2 年延長  (農林水産物等販売業)  平成 23 年度：追加</p>	